

▶令和3年度

実地指導等における主な指摘事項 居宅介護支援事業所

▶ 1. 課題分析（アセスメント）の実施について

○居宅サービス計画の作成に当たって、アセスメントの実施に係る分析が不十分で適切なアセスメントの実施が確認できない事例があった。

○現状についての記載はあるが、どのように分析（要因・背景）結果からニーズを導きだしたのか不明な事例があった。

○アセスメントでは、課題有と判断されていてニーズと思われるが計画書ではニーズとしてあがっていない。

▶ 2. 居宅サービス計画書について

次のような事例が見られた（例）

〈 第1表 〉

○利用者及び家族の生活に対する意向が、サービス利用することのみになっている。

（令和3年3月31日「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について 意向を踏まえた課題分析の結果を記載）

○利用者及び家族の生活に対する意向について、意向ではなく単なる本人家族が言った言葉の記載になっている。

○総合的な援助の方針が「○○のサービスを利用しながら、△△のサービスの支援を受けましょう」と言った援助の方針ではなく、サービス利用方針となっている。

〈第2表〉 (例)

- アセスメントに記載されている課題（ニーズ）が記載されていない。もしくは必要性がアセスメントから連動していない。
- サービスの必要性の根拠がみえてこない。個別性がない。
（誰にでも当てはまる内容になっている）
- 通所介護、通所リハ、訪問リハを併用しているが、それぞれのニーズや目標に違いがなく、支援も変わりがない。
- 福祉用具貸与又は特定福祉用具購入を位置付ける場合の解決すべき課題・サービス内容等にサービスを必要とする理由が明らかになっていないケースがあった。

〈第3表〉（例）

- 利用者の平均的な一日の過ごし方についての記載がない。記載があっても「起床・朝食・昼食・夕食・就寝」などしかなく、個別性や提供時間における理由となる内容が読み取れない。
- 週単位以外のサービス欄に各月に利用する短期入所等、福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修、医療機関等への受診状況や通院状況、その他の外出、利用者の日常生活全般を支援するサービスなどの記載がない事例があった。

▶ 3 その他

担当者に対する個別サービス計画の提出依頼について

○個別サービス計画の提出を求めている事例があった。

基準第13条第十二号に基づき、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認することとする。

自立支援に資するケアマネジメントプロセス

出典：介護支援専門員実務研修テキスト七訂（上巻）

- 第1表の「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」は、当初の意向をそのまま記載するものではありません。
- アセスメントにより利用者と協働して、現状の生活状況を確認し、利用者・家族の意向を尊重し、信頼関係を築くよう努めながら、利用者の自立を阻害する要因を整理します。
- 「利用者が感じる困った状況を改善し、望む生活をしたい」と、利用者が主体的・意欲的に取り組めるよう解決すべき課題（ニーズ）を探ります。
- 課題分析の結果を踏まえて合意形成ができた最終的な本人・家族の意向を記載します。
- ケアマネジメントプロセスにおける初期面談相談の目的である信頼関係の構築したうえで、利用者・家族・介護支援専門員が一緒に居宅サービス計画をつくれます。

令和4年度 ケアプラン点検・検証等について

○高齢者向け住まい等における家賃等入居契約内容の確認の情報
を都道府県から 受け市町村がケアプランの点検・検証を行う

→「入居者のニーズを超えた過剰なサービス」を位置付けている
ケアプランを作成している可能性がある居宅介護支援事業所
について

ケアプランの内容が

入居者の自立支援や重度化防止等につながっているのかの観点
からの点検・検証を行っていきます

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン

○具体的には、
居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和3年
10月1日以降に作成又は変更した
ケアプランのうち、名護市から指定されたものを
届け出る必要があります（令和3年厚生労働省告示
第336号）

令和3年厚生労働省告示第336号に規定する要件

居宅介護支援事業所を抽出する要件

居宅介護支援事業所ごとに見て

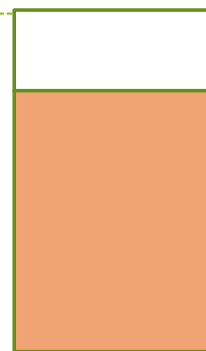
- ①区分支給限度額の利用割合が7割以上かつ
- ②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

(参考) 居宅介護支援事業所を抽出する要件イメージ

①の要件 かつ ②の要件

区分限度支給額

サービス費
の総額が
区分支給限度
に占める割合
7割以上



訪問介護がサービス費の
総額に占める割合6割以上

サービス費の総額

居宅介護支援事業所単位のケアプラン検証

～指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第十八号～

○居宅介護支援事業所の介護支援専門員が
令和3年10月1日以降に作成又は、変更してケアプランのうち、市町村から指定されたものを
市町村に届け出る必要があります。



【 居宅介護支援 】

契約時の説明について

(介護保険法第4条第2号)

○前6か月に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を行わなければならない。

説明にあたって

○内容を利用者又はその家族に理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。

また、前6月間については、毎年度
2回、次の期間における当該事業所において作
成された居宅サービス計画を対象とする。

①前期（3月1日から8月末日）

②後期（9月1日から2月末日）

Q.
令和3年4月以前に指定居宅介護支援事業所
と契約を結んでいる利用者について
具体的な説明方法として、どのような方法が
考えられますか。

A.
○介護報酬解釈Q&A（緑本）

問111・112

令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者について
は、次のケアプラン見直し時に説明を行うことが
望ましい。

〈例〉重要事項説明書

第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

別紙

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 ●% 通所介護 ●% 地域密着型通所介護 ●% 福祉用具貸与 ●%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	〇〇事業所 ●%	△△事業所 ●%	□□事業所 ●%
通所介護	××事業所 ●%	□□事業所 ●%	〇〇事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%